

山 監 査 第 1 9 9 号

令和 6 年（2024 年）1 月 19 日

定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、下記のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 江 本 勝 一

山陽小野田市監査委員 笹 木 慶 之

記

1 措置の内容

別紙のとおり

令和5年度定期監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置

【教育委員会】

1 教育総務課

[指摘事項 物品購入関係について]

階段昇降ユニット賃貸借を地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による随意契約により行っている。土地、建物、機械などの賃貸借を地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による随意契約により行う場合は、市財務規則第99条第3号の「物件の借入れ」に該当し、その予定価格は40万円を超えない額とされている。

この契約は月額5万円で年間9か月程度の使用を予定しており、予定価格は、概ね45万円と見込まれる。よって、市財務規則第99条第3号の40万円を超えており、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約の締結はできない。適切に処理されたい。

[改善措置]

当該、階段昇降ユニットは身体不自由な児童生徒が学校内の階段を昇降するために設置した福祉器具です。設置にあたっては、児童生徒の不安感を取り除くため、実際に試乗いただいた上で、関係者了解のもと機種選定を行いました。

契約にあたっては、メーカーの指定する講習会により認定を受けた事業者に見積依頼を行い契約いたしました。今後は、関係法令を遵守し、適切な事務処理を行います。

2 社会教育課 青年の家

[指摘事項 青年の家使用許可事務について]

許可番号6057、6058、6070、6071（許可書通し番号94208、94209、94221、94222）の4件について、市内の高校生以下の団体であるため施設使用料を5割引にするべきところを、5割引にせず許可し、使用料が納入されている。

青年の家等設置条例第6条別表第4の備考4では、「高校生以下の者（市外の者を除く。）は、上記使用料の5割引とする（附属設備及び器具使用料を除く。）」と定めているため、当該4件の使用許可については使用料が過払いとなっている。

この過払い分については、申請書なしでの使用をさせ、使用料を調整している。施設使用許可事務について適正な処理をするとともに、現場に常勤するのは会計年度任用職員のため、今後の事務処理方法等を指導されたい。

[改善措置]

使用料が過払いとなっている4件の調整のため、申請書なしで使用させていた件について、新たに申請書を提出させ、その申請において使用料を精算しました。

また、申請窓口を担当する職員に対して、条例、規則について改めて理解を深めるとともに、適正な事務処理を行うよう指導しました。